

平成 31 年 5 月 1 日現在

機関番号：24402

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16846

研究課題名(和文)「イスラーム主義」時代のオスマン帝国と非ムスリム：アルメニア人の事例を中心に

研究課題名(英文)Ottoman Treatment of Non-Muslims during the Hamidian Period

研究代表者

上野 雅由樹 (Masayuki, Ueno)

大阪市立大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：10709538

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、19世紀末のオスマン帝国において非ムスリムをめぐる制度的枠組がどのように機能したのかを検討し、「特権」や「宗教」、「政治」を鍵概念とする、19世紀半ばに形成された制度的枠組が19世紀末にも同じように機能していたこと、非ムスリムの俗人有力者、とりわけ官僚となったキリスト教徒たちがオスマン帝国政府と非ムスリム共同体の媒介者として重要な役割を果たしたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、制度化とその後の展開を明らかにすることで、オスマン帝国の非ムスリム統治方式に関する理解を見直し、多様な文化的背景を持つ人々から構成されたオスマン社会のあり方と、近代国家形成過程におけるその変容を明らかにすることに大きく貢献するものである。また、多文化社会のあり方や宗教的少数者の処遇といった現代世界の重要課題にオスマン帝国史の観点から新たな考察材料を提供するものとしての意義も有している。

研究成果の概要(英文)：In this project, I examined the Ottoman treatment of non-Muslim religious communities in the late nineteenth century. I elucidated that the guarantee of religious privileges in 1853 prepared a new set of terminology, “privileges,” “religion (religious),” and “politics (political),” for discussing the scope of the jurisdiction to be granted to the non-Muslim religious authorities, and this terminology continued to be used in the late nineteenth century. I also found that lay notables of non-Muslims, especially those who entered the Ottoman bureaucracy, played an important role, acting as intermediaries between the Ottoman government and non-Muslim communities.

研究分野：オスマン帝国史

キーワード：オスマン帝国 アルメニア人

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、ムスリムが多数派を占めるオスマン帝国において、キリスト教徒やユダヤ教徒といった非ムスリムの処遇がどのようなものだったのかに関心を持ち、研究を行ってきた。これまでは、帝国の近代国家化が進められた 19 世紀半ばに、非ムスリムの処遇がどのように変化していったのかを主たる研究対象とし、そうした研究を進めるなかで、19 世紀半ばのオスマン帝国において、非ムスリム共同体の自治を保障する根拠として、「宗教的特権」という概念が重要性を帯びるようになったこと、それ以降、オスマン政府とアルメニア人のあいだで非ムスリム共同体の領分が「特権」が及ぶ範囲として議論されたこと、その範囲が「宗教」という言葉を用いて表現されたことが、多様な史料を比較検討するなかで浮かび上がってきた。これを受け、そうした側面に踏み込んだ研究を行うこと、そのために、19 世紀末まで研究対象の射程を広げ、非ムスリム共同体自治をめぐる制度的枠組がどのような展開を遂げていったのかを検討することは、オスマン帝国近代史を理解するにあたって重要なのではないかと印象を得た。

19 世紀以降のオスマン帝国史は、タンズィマートと呼ばれる近代国家化に向けた改革期 (1839 年～1876 年) からスルタン・アブデュルハミト 2 世の治世期 (1876 年～1908 年、以下、ハミト期) へ、そして 1908 年の革命により第二次立憲政期へと推移する。こうした時代区分はかつて、多様な宗教・宗派に属するすべての帝国臣民をオスマン国民として一律に統合しようとした時代から、「イスラーム主義」政策のもとで統合の対象をムスリムのみ限定した時代へ、さらにトルコ民族主義の影響によりトルコ人のみ限定した時代へと移行する過程と見なされていた。こうした見方は徐々に見直されつつあるものの、ハミト期を扱った研究は、依然としてその「イスラーム主義」的性格のみを強調する傾向にある。その結果、これまでの研究は、帝国人口の 3 割程度を占めたキリスト教徒やユダヤ教徒などの非ムスリム臣民が、30 年以上におよぶこの時代においてはオスマン帝国の統治から切り捨てられた存在だったかのような印象を与えてきた。しかし近年、平等原則のもとで非ムスリムをオスマン国民として統合しようとするそれ以前からの政策方針がハミト期においても維持されたこと、そしてそうした方針と「イスラーム主義」を掲げる側面が両立していたことを指摘する研究が発表されるようになってきている。こうした研究状況を受け、研究代表者は、非ムスリム共同体自治をめぐる制度的枠組の研究が、タンズィマート期からハミト期への連続性を検討する材料となるのではないかと考えるに至った。

2. 研究の目的

上記の背景を受け、本研究は、19 世紀中葉に形成された宗教的少数者の領分をめぐる制度的枠組みについて踏み込んだ検討を行うとともに、そうした枠組がその後のアブデュルハミト 2 世期 (1876 年～1908 年) にどのように機能したのかを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

上述の目的を達成すべく、本研究は、オスマン政府と非ムスリム共同体、とりわけアルメニア人キリスト教徒とのあいだでなされた交渉の経緯を分析する。そうした事例に関する情報を得るために、研究代表者は、トルコのイスタンブールとアルメニアのエレヴァンで史料調査を行う。イスタンブールでは、主に首相府オスマン文書館において、オスマン帝国の行政文書を、アタテュルク図書館においてアルメニア語出版物を、エレヴァンではマテナダランと国立図書館で 19 世紀にイスタンブールで出版されたアルメニア語とアルメニア文字のトルコ語新聞を可能な限り閲覧し、関連する情報を収集する。そして、それら史料にあらわれる事例に関して、「交渉を成り立たせた枠組み」、「宗派共同体間の関係」、「交渉の回路」の 3 点に特に注目し、それによって非ムスリム共同体の領分をめぐる枠組がどのように機能したのか、時代とともにそのあり方には変化が見られたのかを検討する。また、ロシア帝国のムスリムやフランスのユダヤ人などの同時代他地域の事例と比較的に論じることで、本研究で明らかになったオスマン帝国の事例を世界史的な流れのなかに位置づける。

「交渉を成り立たせた枠組み」に関しては、オスマン政府に提出されたアルメニア人側からの訴えとそれをめぐって作成されたオスマン政府の行政文書を主な史料として用いる。交渉の経緯において、オスマン政府側とアルメニア人側がどのような根拠に基づいて自身の主張を正当化したのかに注目して史料を分析する。とりわけ、「特権」や「宗教」、「政治」といった概念がどのように用いられたのか、あるいは用いられなかったのか、いなかったとすればどういった根拠が用いられたのかに注意する。

「宗派共同体間の関係」については、アルメニア人側の訴えやオスマン政府の行政文書に加えて、他の宗派共同体、特に正教徒共同体が提出した文書を参照し、オスマン政府、アルメニア人、正教徒のそれぞれの行為主体が他共同体の動向にどのような形で言及していたのか、特定の宗派共同体の動向が別の宗派共同体の動向に影響を及ぼしていたのかどうか、いたとすればそれはどのような結果につながったのかを見る。

「交渉の回路」については、公式の回路たる聖職者と、非公式の回路たる俗人有力者の双方がどのような形でオスマン政府とアルメニア人のあいだを媒介したのか、両者の果たす役割にはどのような違いがあったのかを、アルメニア語やアルメニア文字のトルコ語新聞などから得られる情報をもとに検討する。

4. 研究成果

今回の研究を通じて得られた成果は以下の通りである。

(1) 非ムスリムをめぐる制度的枠組の展開

1853年、クリミア戦争の勃発に先立って、オスマン政府が非ムスリム諸集団の「宗教的特権」を公認した結果、その後のオスマン帝国では宗教的事柄が非ムスリム共同体の領分であり、それは特権によって保障されているという理解が共有されていった。その結果、1860年代から70年代の政治的口上書禁止問題、および1880年代と90年代に生じた特権問題において、正教徒やアルメニア教会信徒を代表する両集団それぞれのイスタンブル総主教座は、オスマン政府による特権侵害を訴え、オスマン帝国政府との交渉にのぞんだ。

こうした交渉においては、非ムスリムが特権の枠内において政府の干渉を免れることは前提とされており、その上で争点となったのは、特権の範囲、すなわち、宗教的な事柄の範囲だった。オスマン帝国政府側が、正教徒やアルメニア人が宗教的ではない事柄、政治的な活動までも宗教の隠れ蓑のもとで行っていると捉え、そうした行為の問題性を主張したのに対し、正教徒やアルメニア人は、オスマン政府に対する権利主張を正当化するために、自分たちの主張を宗教と結びつけて論じていった。19世紀半ばからアブデュルハミト2世の治世の少なくとも前半においては、こうした特権の範囲をめぐる理解の曖昧さが交渉の余地につながっていたことを確認することができた。

そうしたなか、特に重要だったのは、正教徒とアルメニア人がお互いの動向を参照し合い、その結果として両者の動向が次第に連動していく傾向を強めたという点、さらに、アルメニア人はムスリムの処遇をも参照し、それと関連付けることで権利主張の根拠としていた点だった。19世紀半ばにおいては、キリスト教徒諸集団がそれぞれに対等性を主張する傾向が見られ、1856年の平等原則の採用がこうした主張につながっていた。これに対し、19世紀末になると、キリスト教徒がムスリムと同じ処遇を求める、あるいはムスリム官僚がムスリムの宗教的職能者のアナロジーからキリスト教徒聖職者の権限を制限しようとするなどの動きが見られ、それまでの時代とは異なり、ムスリムと非ムスリムの対等性が主張される傾向が見られた。こうした傾向の背景には、平等原則が19世紀末にいたるなかで浸透度を増したという事情を見ることができるといえる。

こうした研究成果は、雑誌論文 および研究発表、 で発表することができた。また、上記の内容と関連して、そもそもオスマン帝国の人々が「宗教」という概念を表現するためにどのような言葉を用い、それはどのように変化したのかを長いタイムスパンで検討した成果を、図書 と研究発表、 としてまとめた。

(2) アルメニア人俗人有力者層

上記の交渉において、オスマン政府とアルメニア人のあいだを媒介した存在として重要な役割を果たしたのがオスマン官界に参入したアルメニア人俗人有力者層だった。彼らは、ムスリムの政府高官やアブデュルハミト2世にとって、問題を解決に導くための交渉を水面下で担うことが期待された非公式の回路であり、総主教座という公式の回路を通じて交渉することがヨーロッパ列強の注目を浴び、外交的な介入につながりうる時代状況において、非公式な交渉を担う彼らの存在は重要な意味を持った。一方、アルメニア人官僚は、こうした役割を担うことで、政府高官などの信頼を得て、その信頼を自身の地位向上に結びつけることができたのだった。アルメニア人の場合、こうした仲介者の役割は、19世紀半ばから、官僚としてオスマン官界に参入した人々によって担われるようになったのであり、彼らは、評議会や共同体議会という新たな制度をアルメニア人宗派共同体内に設けることで、その内部での地位を確立することができた。

今回の研究期間においては、上記の交渉過程について論じた研究成果で俗人有力者層が果たした役割を分析したほか、そうしたアルメニア人の官界参入の先駆けとなった人物に関して論文 を、俗人有力者層が宗派共同体内の地位確立を成し遂げた制度的枠組に関して図書 を発表することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

Masayuki Ueno, "Empire as a Career: Hagop Grigorian or an Armenian in the Ottoman Bureaucracy," *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko*, 査読無, no. 76, 2019, 57-80.

Masayuki Ueno, "Religious in Form, Political in Content?: Privileges of Ottoman Non-Muslims in the Nineteenth Century," *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 査読有, vol. 59 (3), 2016, 408-441.

<https://doi.org/10.1163/15685209-12341403>

Masayuki Ueno, "One Script, Two Languages: Garabed Panosian and his Armeno-Turkish Newspapers in the Nineteenth-Century Ottoman Empire," *Middle Eastern Studies*, 査読有, vol. 52 (4), 2016, 605-622.

〔学会発表〕(計6件)

Masayuki Ueno, “The Rise of the Armenian Patriarchate of Istanbul Reconsidered,” Yale-OCU Joint Seminar: Marginal Social Groups and Historical Documents in Asia: Japan and the Ottoman Empire, 2019.

上野雅由樹「19世紀末の特権問題とオスマン・アルメニア人」近世ユーラシアにおける宗教・交易ネットワークとアルメニア人第一回研究会、2018年。

上野雅由樹「宗教を交渉する：オスマン人キリスト教徒と近代」頭脳循環プログラム：周縁的社会集団と近代—日本と欧米におけるアジア史研究の架橋、第3回国内個別セミナー、2018年。

Masayuki Ueno, “Another Case of Confessionalization?: Ottoman Armenians in the 18th Century,” State, Religion, and Authority in the Post-Mongol Persianate World and Beyond Workshop, 2017.

上野雅由樹「オスマン帝国の宗教概念に関する試論」九州史学会大会イスラム文明学部会、2016年。

上野雅由樹「オスマン帝国における「宗教」の領域化」西アジア新学術領域「政治と宗教」班研究会、2016年。

〔図書〕(計2件)

(共著)上野雅由樹「オスマン帝国：宗教概念と政教関係」柴田大輔・中町信孝編『イスラームは特殊か』勁草書房、2018年、309-333頁。

(共著)Masayuki Ueno, “An Experiment in Political Participation: Istanbul Armenians in the 1860s and 1870s,” Hidemitsu Kuroki ed., *Human Mobility and Multiethnic Coexistence in Middle Eastern Urban Societies 2*, ILCAA, 2018, 151-164.

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者
なし

(2)研究協力者
なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。